

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な制度改革が行われている。高齢者数がピークを迎える2040年を展望し、後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保するため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対策関連について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策について、対策を行う医療機関の負担が増大している中、後期高齢者が受診控え等することなく、安心して必要な医療の提供を受けられるよう医療体制の整備や人材の確保について対策を講じるとともに、必要な財政的支援を講じること。
 - (2) 今後の感染症拡大の状況によっては、再び国の財政支援を伴う適用期間の延長が必要になるものと考えられるため、引き続き状況に応じた適切な対応を行うこと。
- 2 大規模災害などについて
 - (1) 東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う一部負担金の免除処置、保険料減免措置の財政措置を、令和3年度以降も継続すること。
 - (2) 大規模災害により被災した被保険者に係る保険料及び一部負担金の減免について、災害救助法の適用外の市町村への転居や、災害救助法適用の市町村に居住する住所地特例適用者を財政支援の対象とすること。
- 3 マイナンバー制度関連について
 - (1) マイナンバーカード取得促進について、被保険者証更新時等にマイナンバーカード申請書等を同封する実施方法を見直すこと。
 - (2) 総務省がカード未取得者に対し、QRコード付きのマイナンバーカード交付申請書を12月に再交付するため、75歳以上の高齢者を含めた発送に変更し、同時に送付するよう総務省と調整すること。
 - (3) マイナンバーを利用した所得情報照会において、発生した不具合については早急に解消し、安定的に稼働させること。
- 4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について
 - (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、KDBシステムを活用した歯科健康診査結果を管理するためのシステムを構築すること。
 - (2) 市町村が継続して事業を実施できるよう、国の特別調整交付金における財政支援を恒久化すること。

- 5 財政関係について
 - (1) 高齢者の医療給付費の増加に伴う財源負担のあり方について、安定した運営体制を確立するための中長期的なビジョンを早急に示し、公費、支援金、保険料のバランスについては、高齢者だけが負担増とならないよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充するとともに、財政安定化基金の特例を恒久化すること。
 - (2) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の長期的な停滞等により、令和3年度の保険料収入が見込みより大幅に減少し、財政運営に影響が生じる恐れがあるため、保険料減収分に対する財政支援等の対策を講じること。
- 6 保険料の軽減特例について

「今後の社会保障の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）において、「賦課開始時期を引き続き検討する」とされた、元被扶養者の保険料所得割の軽減特例について、現行制度を継続し、軽減特例分については、国民健康保険と同様に、財政措置を講じること。
- 7 窓口負担のあり方について
 - (1) 後期高齢者の窓口負担のあり方については、制度の根幹である「高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保」という観点から、今般の高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねること。
 - (2) やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は、激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮するとともに、十分な周知期間を設け、被保険者へ国による丁寧な説明を行うこと。
 - (3) 広域連合に対して具体的な基準や制度設計について早期に示し、周知・広報に要した費用は国が全額負担し、新たな負担割合区分の創設に伴う標準システムの改修も実施すること。
- 8 制度の運営体制について

後期高齢者医療制度が持続可能で安定した運営体制を確立できるよう、抜本的な運営体制の見直しに関する具体的な方向性について、早急に示すことを強く要望する。

以上

令和2年11月12日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾 俊彦

